

○国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
実施要綱

令和3年3月30日訓令第22号

改正

令和6年1月24日訓令第7号

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する対象幼児の保護者に対して対象施設等の利用料に係る給付金を支給する事業（以下単に「事業」という。）を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として保育等を提供している施設又は事業者であつて、標準的な開所時間が、おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であるもののうち、別表第1に定める基準（第16条において単に「基準」という。）を満たすもので、次に掲げる施設又は事業者でないものをいう。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付（第3号において単に「子育てのための施設等利用給付」という。）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設又は事業者を除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料（入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費その他の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）

その他これらに類するものを除く。)をいう。

(3) 対象幼児 市内に住所を有する満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、対象施設等をおおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2第1項の規定により行うことができる事業を利用している者

(4) 集団指導 市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うことをいう。

(基準適合審査の申請)

**第3条** 事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする事業者は、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(第2号様式)により、申請を却下したときは国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

**第5条** 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

**第6条** 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

**第7条** 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前の過去3か年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)が2万円を下回る対象施設等を利用する対象幼児については、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

**第8条** 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない方の額とする。

(給付金の支給申請等)

**第9条** 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、別表第2に定める日までに、これを市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、別表第3に定める日までに、月ごとの在籍名簿（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

**第10条** 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（第6号様式）により、支給しないことを決定したときは国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（第7号様式）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

**第11条** 給付金の支給は、対象幼児の保護者が指定した金融機関の口座に、直接振り込む方法によるものとする。

(支給決定の取消し)

**第12条** 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正の手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたときは、第10条の規定による支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（第8号様式）により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

**第13条** 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

**第14条** 対象施設等は、事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

**第15条** 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者若しくは代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導及び監査)

**第16条** 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくともおおむね1年に1回は、対象施設等に対して、この要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認めるときは、実地により個別に指導又は対象施設等の監査を行うことができる。

(委任)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

#### 付 則 (令和6年1月24日訓令第7号)

- 1 この訓令は、令和6年1月24日から施行する。
- 2 改正後の国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要項の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる申請の審査について適用し、同日前に行われた申請の審査については、なお従前の例による。

#### 別表第1 (第2条関係)

##### 対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 保育に従事する者の資格	保育に従事する者のおおむね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関

	<p>する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。</p>
<p>3 保育室等の構造 設備及び面積（保育室等を有する場合に限る。）</p>	<p>(1) 保育室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画されており、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>(3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p>
<p>4 非常災害に対する措置</p>	<p>建物がある場合</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 保育室を2階に設ける建物にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であり、保育室を3階に設ける建物にあつては、同条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>建物が無い場合</p> <p>保育等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。</p>
<p>5 保育の内容</p>	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状態に基づいた適切な教育及び保育の計画を策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
<p>6 給食（給食を実施している場合に限る。）</p>	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
<p>7 健康管理及び安全確保</p>	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
<p>8 利用者への情報提供</p>	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>

9 職員及び幼児の 帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備し ておくこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な 会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法につ いては、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

**別表第2**（第9条関係）

支給申請書の提出期限

利用料の期間	支給申請書の提出期限
4月分から8月分まで	4月1日から8月31日まで
9月分から3月分まで	9月1日から3月31日まで

**別表第3**（第9条関係）

月毎の在籍名簿の提出期限

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
4月分から8月分まで	4月1日から8月31日まで
9月分から3月分まで	9月1日から3月31日まで



(3) 開園（開校）時間 ※2 4時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（ 年 月 日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	(A)に対する (B)の割合  B/A(※5)
定員(※2)										
現員	市									
	市									
	市									
現員 計(A)										
無償化対象 現員のうち	市									
	市									
	市									
無償化対象計(B) (※4)										

※1 申請日が属する年度の前年度5月1日時点。3歳以上の現員（おおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ）については、付表で内訳を提出。

※2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。

※3 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。

※4 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記入。

※5 本欄の数値がおおむね50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料（保育料） (※1)			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
4歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
5歳児	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
利用料（保育料）以外の料金(※2)		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	( )

※1 過去3年度分の保育料が直近の年度と同額の場合は、直近の年度欄のみ記入。

※2 年額で記入すること。





(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 ( 消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 (内規等))	無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 回/年 )	未実施
保育室が2階にある場合	耐火建築物又は準耐火建築物	適 不適
保育室が3階以上にある場合	耐火建築物	適 不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有 (※具体的な対策の内容を記載)	無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施 (実施内容を簡潔に記載 )	未実施
健康診断 (幼児)	実施 ( 回/年 ) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。	未実施
健康診断 (職員)	実施 ( 回/年 ) ※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。	未実施
常備している医薬品等	有 (主な医薬品等の種類を記載 例.消毒液、絆創膏等 )	無
安全管理マニュアル	作成	未作成
保険加入	加入 未加入	保険の種類 賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ( ) 補償の内容

(添付書類)

- ・ 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・ 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- ・ 施設の平面図 (消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」の字を平面図上に記入。)
- ・ 利用案内、パンフレット等の利用料が確認できる書類 (当該年度分とは別に過去3か年分が必要。)
- ・ 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等について確認できる書類
- ・ 保険会社との契約書類の写し
- ・ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類

様

国立市長

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請があった国立市地域における小学校就学前の子ども  
を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、下記  
のとおり対象施設等として決定したので、国立市地域における小学校就学前の子どもを対  
象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

記

設置者名	
設置者の所在地等	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円／幼児1人
備考	

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】

様

国立市長

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請があった国立市地域における小学校就学前の子ども  
を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、下記  
の理由により申請を却下したので、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とし  
た多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

記

設置者名	
設置者の所在地等	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
支給申請書

国立市長 殿

**【申請に当たって同意していただく事項】**  
 1. 決定に当たって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿、徴収金台帳等を市が閲覧及び調査すること。  
 2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定その他の附帯業務のために市が利用すること。  
 3. 要綱に規定する内容を遵守すること。  
 以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

申請者	フリガナ		申請 幼児 との 続柄	1父 2母 3その他( )	現住所	〒	—
	氏名			注) 該当番号を○で囲み、その他の 場合は( )内も記入してください。			
	連絡先 ※1 (電話番号)			<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他( )	

※1 連絡先（電話番号）欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

申請 幼児 ※2	フリガナ		現住所 (申請者と異なる場 合のみ記入)	〒	—
	氏名				
	生年月日	年 月 日			

※2 対象幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

フリガナ		所在地	〒	—
施設・事業名			電話:	
契約している利用料※3	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円			

※3 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4. 支給申請額を記入してください。

支給申請額		金 円 ( 年 月 ~ 年 月分)						
対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a) ※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (aとbを比較して小さい方)(c)	対象月	対象施設等に支払った月額利用料(a) ※4 ※5	月額基準額 (b) ※6	請求額 (aとbを比較して小さい方)(c)	支給申請額 左記(c)の合計
4月				10月				円
5月				11月				
6月				12月				
7月				1月				
8月				2月				
9月				3月				

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）を添付してください。  
 ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)してください。  
 ※6 月額基準額は、市からの支給申請依頼で記載があった額を記入してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。 ※7

金融機関番号		金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合						
支店番号		支店名							
口座番号		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
口座名義(姓)									

※7 申請者と口座名義が異なる振込先（対象施設等は不可。）を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。  
 申請者氏名

# 第5号様式（第9条関係）

月ごとの在籍名簿

※ 名簿の順は、歳児クラスごとに幼児名（カナ）を五十音順に記入してください。

施設等名 \_\_\_\_\_

No. (※)	歳児クラス			幼児名		幼児 生年月日	幼児の在籍状況											
	3歳	4歳	5歳	カナ	氏名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		

- 1) 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
- 2) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、○印を記入してください。
- 3) 上記には、対象施設等におおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

様

国立市長

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請があった国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る給付金の支給について、下記のとおり決定したので、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支払予定日			
備考			

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】

様

国立市長

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請があった国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る給付金の支給申請について、下記の理由により却下したので、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	
却下の理由	
備考	

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】



様

国立市長

国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した国立市地域における小学校就学前の子どもを  
対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る給付金の支給決定について、下記の  
理由により取り消したので、国立市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様  
な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 1 2 条の規定に基づき通知します。

記

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	
取消しの理由	
備 考	

【行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示】